

NCLD の USA の「学習障害の現状 2011」(原文は 32 ページ)

概要(原文の Key Facts の SKC 仮訳)

■2009 年には、250 万人の公立学校生徒が—又は公立学校の全生徒との約5%が—学習障害があると認定され、IDEA による教育支援を受ける資格があるとされた。

■連邦政府の基準にあった特殊教育サービスを受けている学齢児は 1980 年代後期及び 1990 年代に急速に増大した。しかし、最近10年間(2000—2009)に公立学校に置いて LD と判定された子どもの数は14%減少した。

■特殊教育サービスを受けている LD 学齢児の3分の2は男子である。

■AD/HD、自閉症、知的障害、聾、盲等の状態はかなりの頻度で LD と混同されている。

■LD 生徒の教育コストは通常学校生徒の 1.6 倍である。これは、通常教育生徒のコストの 1.9 倍となっている障害生徒すべてに対する平均コストよりも劇的に少ない。

■2008 年には、LD 生徒の 62%はその学校内時間の 80%あるいはそれ以上を通常教育クラスで過ごしている。2000 年にはこの数字はちょうど 40%であった。

■LD 生徒は障害のない生徒に比べてより多く留年する。加えて、彼らは非障害生徒よりも高頻度で学校規律行動(school disciplinary actions)に含まれる。

■ごく数%の LD 生徒が—25~35%と推定される—彼らの授業と学習をサポートするために補助的テクノロジーを提供されている。

■LD 生徒の高等学校ドロップアウト率は 1999 年の 40%から減少して 2008 年には 22%であった。

■LD 生徒の多くは通常の高등학교卒業資格をえて卒業している—2008 年には 64%—10 年前の 52%から向上している。

■LD 生徒は非障害生徒に比べ高等教育には遙かに少ない率が進学しており、大学でのサポートは少なく、かつわずかの者しか学士又は上級の学位をえていない。

■2005年には、LD成人(18-64才)はLDのない人の76%に比べ55%が雇用され、非雇用は3%に対して6%でありまた21%に対して39%は労働力外である。

■LD成人のわずかしが職場のアコモデーションにアクセスしておらず、また反差別法における彼らの権利を理解していない。

(オリジナルは www.ld.org/stateofld)